

議案第64号

日野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部  
改正について

日野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年11月30日提出

日野町長 塔 田 淳 一

日野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正が必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

人事院が行った給与勧告に基づき所要の改正を行う。

2 改正内容

期末手当の支給月数の引き下げ

支給月数を0.05月引下げ（現行3.40月⇒改正3.35月）

3 附則

・公布の日から施行する。

・特例措置

期末手当について、令和2年12月の期末手当の支給月数については1.65月とし、通年で0.05月分の引き下げとなるよう調整する。

(参考)

		6月期	12月期
令和2年度 期末手当	議員	1.700月（支給済み）	1.650月（現行1.700月）
令和3年度 期末手当	議員	1.675月	1.675月

日野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

日野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成20年日野町条例第24号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当) 第 4 条 議会の議員の受ける期末手当の額は、議員報酬の月額 の 100 分の 120 に相当する額に一般の職員の例により一定の割合を 乗じて得た額とする。ただし、日野町職員の給与に関する条例(昭 和 48 年日野町条例第 6 号)第 19 条第 2 項中「100 分の 127.5」 とあるのは「100 分の 167.5」とする。</p>	<p>(期末手当) 第 4 条 議会の議員の受ける期末手当の額は、議員報酬の月額 の 100 分の 120 に相当する額に一般の職員の例により一定の割合を 乗じて得た額とする。ただし、日野町職員の給与に関する条例(昭 和 48 年日野町条例第 6 号)第 19 条第 2 項中「100 分の 130」と あるのは「100 分の 170」とする。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(期末手当に関する特例措置)
- 2 令和 2 年 12 月に支給する勤勉手当については、改正後の条例第 4 条「100 分の 167.5」とあるのは「100 分の 165」とする。